

令和 7 年度

上尾市立太平中学校 いじめの防止基本方針



目 次

はじめに	P 1
1 いじめの定義といじめに対する基本認識	
(1) いじめの定義	P 2
(2) いじめの基本認識	P 2
2 いじめに取り組むための組織	
(1) 設置目的	P 2
(2) 組織の構成員	P 2
(3) 活動内容	P 3
(4) 関係機関との連携	P 3
3 いじめの未然防止	
(1) 教員の言動・姿勢	P 4
(2) いじめを許さない学級づくり	P 5
(3) わかる授業づくり	P 5
(4) 道徳教育の推進	P 6
(5) 生徒によるいじめ防止の取組	P 7
(6) ネットいじめへの対応	P 7
4 いじめの早期発見・早期対応	
(1) いじめの早期発見	P 7
(2) いじめの早期対応	P 8
(3) 重大事態への対応	P 11

はじめに

本校では、校訓「凡事徹底」を基本理念に、学校教育目標「社会に貢献できる人材の育成」の実現を目指し、自他の生命を尊重し、他を思いやる心の育成に努めるとともに、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることと認識し、組織としていじめの防止対策に努めてきた。

上尾市立太平中学校いじめの防止基本方針（以下「太平中学校いじめの防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・上尾市・学校・家庭・地域・警察やその他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、「確かな学びを育む学校」「あいさつが溢れる学校」「綺麗で落ち着いた学校」「地域とともにある学校」を目指すものである。

なお、本基本方針は、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針が令和5年度11月に改訂され、いじめ重大事態の対応方針も令和6年度に改訂されたことにより令和7年4月に改定したものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

上尾市立太平中学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「うざい」「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
「いじる」という感覚からふざけているという意識が存在する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の生徒が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教員の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教員の不用意な発言や生徒への接し方が、生徒をいじめの対象にしてしまう
いじめにつながる発言を見逃し、いじめがエスカレートしてしまう

2 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ問題対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ問題対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とともに適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見（認知）及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員、A S S、心理、福祉に関する専門的な知識を有する構成員

ア 心理、福祉に関する専門的な知識を有する構成員は、校長が必要に応じて依頼する。

イ 心理、福祉に関する専門的な知識を有する構成員は、学校におけるいじめの防止・

いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置等について、情報を共有する。

(3) 活動内容

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

(4) 関係機関との連携

ア 保護者との連携、協力依頼等

イ 太平中学校運営協議会委員との連携

（学校運営協議会は、学区自治会長代表、学識経験者、保護司、PTA関係者、校長、教頭、主幹教諭で組織される）

ウ 中学校区小学校との連携、協力

エ 教育委員会との連携

オ 警察及び関係機関等との連携（上尾警察）

① 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底について、警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築。

② いじめが生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、法第23条第6項（いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき）に基づき、必要に応じて警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないこと。

③ 児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめが増加しており、なかでも、

匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

- ④ 警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから警察へ積極的に相談・通報を行う。
- ⑤ 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため連絡窓口を教頭とする。その際、自殺予告等緊急を要する事案に適切に対応できるよう、教職員の緊急連絡体制を構築する。
- ⑥ 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進
いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合には、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

3 いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、観衆や傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを教職員の指導の下で行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教員の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教員一人一人が普段の指導について謙虚に振り返り、よりよい指導方法を追求する。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うためには、

ア 教員が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」との先入観を持たず、教員一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け早期に認知できる体制を整える。

また、生徒に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教員の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教員間の情報交換・情報共有を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教員がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教員は、生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」につながる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、家庭と連携した「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。

などがあることに十分に留意する。

(2) いじめを許さない学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の3点について取り組む。

ア 上尾市教育委員会作成の教員用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、学年主任や生徒指導主任に相談する。

イ 生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。

- ・学校の生活アンケート（生徒対象）を毎月実施する。
- ・子どものサイン発見アンケート（保護者対象）を学期に1回実施する。
- ・子どものサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「Ⅰ いじめ防止対策編」も活用する。

（３） わかる授業づくり

学業不振やその心配のある子供は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識しつつ、授業改善に当たるとともに、授業力を向上させる。

ア 「読む・書く」「計算する」教育活動の充実を図るとともに、実験・観察等の体験的な学習を充実させる。

イ T・T、補習・繰り返し指導・学び直し等、個に応じた指導を図るとともに、見通しと振り返りを意識した学習指導を行い、生徒一人一人の基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる。

ウ 授業中のねらいを明確にし、適切な評価規準に基づいた評価を行い、評価規準に達しない生徒には適切な支援を行い学力の定着を図る。

エ 実験・観察等のレポート作成や文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述する等、知識・技能の活用を図る学習活動を展開する。

オ 教科等を横断した体験的・問題解決的な学習活動や探究活動、言語活動の充実が、思考力・判断力・表現力その他の能力を育成することをめざし、主体的・対話的で深い学びを推進する。

カ 校区内小学校と連携して「授業規律」を徹底させ、学び方指導を含めた学習意欲の喚起と学習習慣の確立を図る指導を展開する。

キ 道徳教育推進教員を中心に全校で取り組む道徳教育の充実を図る。

ク 進路指導・キャリア教育を充実させ、全教育活動で「持続可能な社会をつくる力」を育成し、生徒が主体的に進路を選択できる力を養う。

※学校全体で「わからないこと」を聞くことは恥ずかしい行為ではないことや聞くことで馬鹿にされる雰囲気をつくす。

（４） 道徳教育の推進

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを柱にいじめの未然防止のため、学校全体で「考え、議論する道徳教育」を推進する。

ア 生命の尊さを理解し、誰に対しても人間としての良さを見いだす態度を育てる。

イ 異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する態度を育てる。

ウ 日本人としての自覚をもち、外国の人々や異文化に対する理解と畏敬の念を抱き、世界平和と人類の幸福に貢献しようとする心をもつ。

※「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」を活用する。

(5) 生徒によるいじめ防止の取組

「太平中学校いじめ防止推進会議」を設置し、生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動について指導・支援する。

ア 「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」の活用

イ 「太平中学校『いじめ防止基本方針』の策定

生徒会主催による「いじめ〇宣言」の実施

いじめ防止のための掲示の実施

ウ 小学校と連携したいじめ防止対策事業の実施

エ 学級活動等を通していじめのおこりにくい学級づくりの推進

オ 主体的・対話的で深い学びを通して生徒が他の人の人格や意見を尊重する環境をつくる

(6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。

ア スマートフォン等の利用について啓発授業や講義を行いネットモラルの構築を図る

イ SNSの危険性について学年に応じた指導を行う

ウ 学年通信や学級懇談会におけるネットいじめの防止の啓発

4 いじめの早期発見・いじめに対する措置・重大事態への対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 上尾市教育委員会作成の教員用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

イ 生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。

- ・ 学校の生活アンケート（生徒対象）を毎月実施する。
- ・ 子供のサイン発見アンケート（保護者対象）を学期に1回実施する。
- ・ 子供のサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「Ⅰ いじめ防止対策編」も活用する。

（２） いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ問題対策支援チームに対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ問題対策支援チームに報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

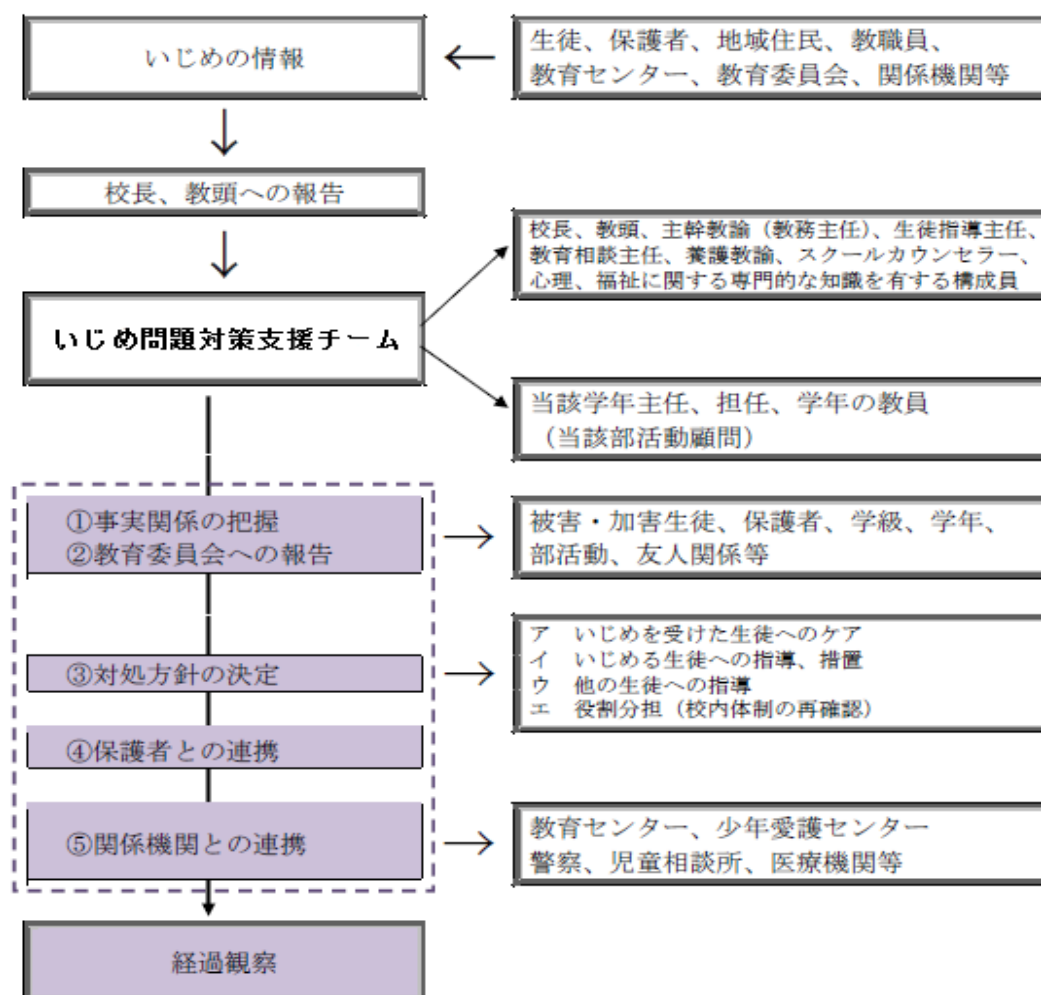
また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめ問題対策支援チームにおいて情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめを発見・通報を受けた場合は、「いじめ問題対策支援チーム」で組織的に対応する



イ いじめる生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察及び関係諸機関等との連携を図る。（上尾市の子ども家庭支援センターとも連携を行う）

ウ いじめを受けた生徒へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

エ 周りではやし立てる生徒（観衆）への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

オ 見て見ぬふりをする生徒（傍観者）への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教員の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

キ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

ク 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携

①犯罪の相当する事案（生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがある場

合)のいじめ対応については直ちに警察に相談・通報を行う。

②警察との情報共有・相談体制の構築にあたっては管理職が行う。

③学校が警察に相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に周知を行う。

(3) 重大事態への対応

重大事態については、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針の14ページに規定されている。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 重大事態発生時の報告

- ・重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ事態発生について報告する。

イ 重大事態の調査組織を設置

- ・第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

エ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。

キ 重大事案が発生した場合の関係者のケア

- ・重大事案が発生した場合は、関係者及び周囲の生徒・保護者へのケアを上尾市教育委員会と連携し十分に行う。

ク 学校・警察連絡員

- ・重大事態発生に伴う警察等の連絡を行う学校・警察連絡員は、教頭が行う。